

令和 3 年 9 月 2 日
都市整備政策部住宅管理課

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

1 改正理由

世田谷区営住宅管理条例（以下「条例」という）では、平成 30 年度に国の通知を受けて、生活保護基準の見直しにより保護廃止となる者が引き続き住民税が非課税となる場合、生活保護受給者に類するものとみなす旨、付則に追記したが、国の激変緩和措置期間が終了することに伴い区における経過措置を終了する。

また、住宅管理戸数に変更が生じたため、条例の一部を改正する。

2 改正内容

生活保護法による保護の基準等の改正に伴う世田谷区営住宅の使用者の資格要件に関する経過措置を記載した付則を廃止する。

条例第 3 条別表の住戸数を改正する。

3 施行予定日

令和 3 年 10 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前						
<p>○世田谷区営住宅管理条例 平成2年3月14日条例第21号</p> <p>付 則 1～2 省略</p> <p>3 平成30年9月30日において生活保護法に基づく保護を受けていた者のうち、平成30年厚生労働省告示第317号による改正後の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）又は次に掲げる通知による改正後の生活保護の実施に関する処理基準により、同年10月1日以後に当該保護の廃止の決定を受け、かつ、特別区民税を課されていないものは、当分の間、第5条第2項第5号の被保護者とみなす。</p> <p>(1) 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付厚生労働省発社援0904第3号厚生労働事務次官通知）</p> <p>(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付社援発0904第1号厚生労働省社会・援護局長通知）</p> <p>(3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付社援保発0904第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）</p> <p>以下省略</p> <p><u>附 則（令和●年●月●日条例第●●●号）</u> <u>この条例は、令和3年10月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p>	<p>○世田谷区営住宅管理条例 平成2年3月14日条例第21号</p> <p>付 則 1～2 省略</p> <p>3 平成30年9月30日において生活保護法に基づく保護を受けていた者のうち、平成30年厚生労働省告示第317号による改正後の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）又は次に掲げる通知による改正後の生活保護の実施に関する処理基準により、同年10月1日以後に当該保護の廃止の決定を受け、かつ、特別区民税を課されていないものは、当分の間、第5条第2項第5号の被保護者とみなす。</p> <p>(1) 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付厚生労働省発社援0904第3号厚生労働事務次官通知）</p> <p>(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付社援発0904第1号厚生労働省社会・援護局長通知）</p> <p>(3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付社援保発0904第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）</p> <p>以下省略</p> <p>別表（第3条関係）</p>						
<table border="1"> <tr> <td>世田谷区営シティコ ート世田谷給田</td> <td>東京都世田谷区給田五丁目 8番5号E棟</td> <td>52</td> </tr> </table>	世田谷区営シティコ ート世田谷給田	東京都世田谷区給田五丁目 8番5号E棟	52	<table border="1"> <tr> <td>世田谷区営シティコ ート世田谷給田</td> <td>東京都世田谷区給田五丁目 8番5号E棟</td> <td>51</td> </tr> </table>	世田谷区営シティコ ート世田谷給田	東京都世田谷区給田五丁目 8番5号E棟	51
世田谷区営シティコ ート世田谷給田	東京都世田谷区給田五丁目 8番5号E棟	52					
世田谷区営シティコ ート世田谷給田	東京都世田谷区給田五丁目 8番5号E棟	51					